

平成 21 年度 第 3 回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 3 月 10 日 (水) 10:00~12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 真珠

3. 議 事

- (1) 有識者及び委員からのヒアリング
- (2) 委員会報告(骨子案)についての討論
- (3) その他
- (4) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

齊藤委員、佐原委員、島委員(委員長)、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

尾山理事、石矢奨学事業部長、二木奨学事業部副部長

(□有識者) 50 音順

横浜市立大学エクステンションセンター長 南教授

全国大学生生活協同組合連合会 和田専務理事

5. 議事概要

□有識者：日本の奨学金制度について、現在、貸与型が中心であり、学生が卒業後数百万円の借金を背負い社会に出ることになる。卒業後に就職先がない等の社会情勢の中、若者にとって奨学金の返還が金銭的なものだけでなく、精神的なものも含めた大きな負担となっている現状は、日本社会にとっても大きな損失である。

また、もう一つの問題として、日本では大学間の教育的競争環境がないことが挙げられる。教育において学生に教育的付加価値を付けることを授業料で賄うといった発想が十分に浸透していない。例えば、国公立大学の授業料の水準と私立大学の授業料の水準がほぼ横並びになっているように、教育の質が授業料に反映された競争関係になっていない状況にある。アメリカでは、最もステータスが高いと言われているリベラルアーツカレッジでは年間授業料が数百万円

にものぼるが、そこには給付型奨学金があるため、非常に優秀な学生が積極的に進学する状況があるように、教育的付加価値を考えた時にそれをサポートするのが給付型奨学金であり、給付型奨学金と大学間の教育的競争とは不可分の関係にある。給付型奨学金の意義については、学生の負担の軽減と、大学間の教育的競争環境を整え、単なる学生の支援を超えて高等教育水準の向上に寄与することがあるのではないかと。

機構の役割としては奨学金のあり方、授業料の水準、学生生活の全般等調査研究機能を強化し、客観的なデータ収集を基に給付型奨学金の意義について発信していくべきではないだろうか。機構の奨学金貸与業務については、直接学生に貸付するのではなく、債権買い取りスキームの導入を検討してはどうだろうか。また、奨学金の回収業務については、すでに機構は民間のサービスを活用しているが、督促業務を直接機構が行う場合と民間のサービスが行う場合のコスト分析を詳細に行い、民間委託を検討することもどうだろうか。

◎委員：学生生活の実態、生活費の調査に基づく政策提言・立案は非常に重要であると思うが、調査を行う専門部署を強化するにはコストがかかる。また、よい教育にはコストがかかるという意見には私も賛成で、それを給付型奨学金で支えるという案も刺激的で面白いと思ったが、やはり追加コストが発生する。そのことについてはどのように考えればよいか。

□有識者：新たな制度に予算をつけるのは、大変困難な状況であることは重々承知している。ただ、意思決定や事務処理に膨大な経費がかかっている実態があり、規程あるいは内部的な事務処理の効率性を高めると、恐らく1、2割の資金がそこから出てくるのではないかと思う。また、信用情報を基に資金回収を行う団体が多くあるため、それらとの進め方を考えれば、少なくともその部分に原資が生まれる可能性があると思う。予算がなければ、学生生活の実態調査、その他様々な問題が解決できないとなると、日本の高等教育そのものが現状のまま進んでしまうことになるので、どこかで思い切った改革が必要だと思う。

そして、給付型奨学金には相当コストがかかるが、そのコストを享受する側として企業が考えられるので、企業のコスト負担を考えることにより、少し道が開ける可能性があるのではないかと思う。

◎委員：機構の奨学生は平成21年度で第一種奨学生は約34万人、第二種奨学生は約80万人と成績や収入に応じて広く浅く受けられるようになっているが、貸与型だけ

ら可能なのだと思う。それを給付型にすると、優秀な人に奨学金が集中してしまい、同じように約100万人に全額給付というのは難しいのではないかと思う。

□有識者：そのとおりだと思う。教育の競争環境を支えるという意味での給付型であると、アメリカでも優秀な人に限定されると思う。しかし、日本の場合は全くないに等しいわけで、そこが大きな問題になっているのではないか。優秀な人が相応の投資をし、相応のよい教育を受けられる環境が日本では整えられていないため、大学の教育水準そのものがかなり横並びになっているのではないかと思う。幅広く受けられるという意味で貸与型を否定しているわけではない。貸与型はアメリカでは「ローン」と言うのだが、「ローン」と「奨学金」の区別を明確にすることも大事ではないかと思う。

◎委員：アメリカの場合、学位を取得することにより、賃金が非常に高くなる。つまり、企業が教育に対する評価をし、投資しているわけで、教育の費用に対するベネフィットにも日本とアメリカではだいぶ違いがある。アメリカを参考にする際には、この点も考慮しなければならないと思う。

◎委員：貸与型奨学金をアメリカでは「ローン」と言うが、日本では「貸与」と言う。この「貸与」という言葉に、借り入れ側に借金という意識が芽生えてこない一因があるような気がする。

◎委員：「ローン」という言葉、「貸与」という言葉、その違いによって、学生に与えるインパクトが異なり、このことが返還行動そのものに影響しているというご指摘であるが、まさに奨学金が何なのかということをしっかり奨学生に理解させ、返還促進策を進めていくことが重要だと思う。

また、機構が社会にアピールしていくことは重要だと思うが、アピール方法に関してご示唆いただけないか。

□有識者：学生生活の実態に関する定期的な報告書というのは、日本国内では恐らくない。今の日本の学生がどういう状況に置かれているかということに関するプレスリリースというのは、非常に少ないのではないか。そこで、定期的な学生の生活実態、奨学金の状況、あるいは回収状況をその時々の特ピックに応じ工夫してアピールするとよいのではないか。例えば、就職難と奨学金の返還がどうリンクしているのか、など。学生生活の実態や高等教育の費用の問題は、相当大きなインパクトを与えられると思う。

□有識者：政府ならびに機構が学生のために、引き続き奨学金事業の充実を進められるこ

とを心より願っている。学生や保護者の厳しい状況は当面改善する見通しはなく、今後とも奨学金への期待は高まると想定され、無利子奨学金の拡充と同時に、給付型の奨学金の充実が不可欠である。特に経済的に困っている学生にとっては、日々不足する生活費の補填も必要であり、緊急時に大学の窓口の裁量の範囲内で対応可能な少額給付制度が必要と思う。病気や食費、帰省など学生にとって本当に必要な時に貸与ではなく給付型で対応するような仕組みも必要と思う。

機構の業務効率を改善するためには、日本社会全体が機構の業務への理解と同時に奨学生を大切にす意識を持つ必要がある。格差社会と言われる中で、教育を受ける権利や教育の機会均等をサポートしているのが奨学金事業であり、この奨学金事業に各種インフラも協力する仕組みづくりが課題と考えている。例えば、企業が従業員から所得税、住民税、社会保険などを徴収することは今日では義務づけられているが、新規採用者の40%が奨学金を受給している実態があり、税金等と同様に企業が奨学金の返還を個人に代わって行うことができれば機構の業務の効率化が図られるのではないかと考えている。この場合、イギリスで実践されている給与所得に応じた返還が可能な仕組みの構築が望ましいと考えている。

また、日本社会の中に奨学金寄付などで社会貢献する風土づくりが必要と思う。鳩山政権が「友愛」「新しい公共」といった政策を打ち出しており、政府だけではなく、地域社会において人と人が助け合う、お互いに協力しあう風土を作り、格差社会の中で苦しんでいる人々が救済されるような社会づくりを進めようと政府も考えていると思う。その一つの方法が、寄付による助け合いであり、政府は、寄附税制を充実させ、個人所得からの控除はもちろんのこと、企業法人税の控除も可能なように税制改正する必要があると考えている。これはあしなが育英会や母子家庭への奨学金などにも貢献できると思う。こうした社会づくりが進めば、苦学生のために寄付したくなるような制度へと発展していくと思う。

奨学金の問題は、突き詰めていけば、学生生活にかかる各種費用の軽減策とセットで検討する必要がある。学生生活にかかる各種費用の軽減策としては、授業料免除制度の拡大、低家賃の寮やアパートの確保、通学時における学割の拡大、教科書や教材の低価格提供、学食などの低価格保障、資格取得への補助などが考えられる。こうした分野にも政府が一層努力し、機構がさらに役割が果たせるようになることを望んでいる。

- ◎委員：私立大学の中には、大学として奨学金制度を設立したいという思い入れの強い大学がたくさんある。大学で給付型奨学金を提供できるのであれば、国の制度として給付型奨学金を設立する必要がないかもしれないということも、大きな

話の中では有り得ると思う。高等学校の授業料を無償化する策は国が高等学校に対して直接的に援助するという考えであるが、同じように大学に対しても国が直接的に援助すれば、国が給付型奨学金を設立しなくとも、それと同じような効果を生むことになるのではないか。給付型によって貸与型を圧縮できるということになれば、貸与対象者や貸与額が減ることになり、将来的には延滞も減っていくと思う。

□有識者：寄附税制の問題は大きな鍵だと思う。所得控除ではなく税額控除方式であれば企業も奨学金原資のために積極的に支援するのではないか。

また、奨学金の返還の際に何らかの形で税額控除になるかまたは所得控除になるかということだけでも返還を促す効果があるし、実質的に一部給付型の役割を果たすので、制度設計の研究を行っていただきたい。

◎委員：大学独自の奨学金制度の設立は、財政的な制約により小規模校になると難しい。

そういった問題を国の奨学金制度を担う機構とどう関連付けるかということも考えていかなければならないと思う。

□有識者：奨学金が授業料だけでなく学生の生活費等にも使用されているということから、奨学金は教育の機会の提供という面に留まらず、もう少し大きく捉えて考えていく必要があると思う。また、寄附税制を充実させた場合、企業は環境や産学連携といった世間から評価されやすい分野に集中してしまうのではないか。

□有識者：企業が奨学金事業に寄付する場合、優秀な学生を確保したいために企業名を冠に付けた奨学金制度を設立する可能性は非常に高いので、広く学生を経済的に支えるという意味での寄附税制のやり方については検討が必要だと思う。近年、企業の社会貢献が叫ばれているので、機構が社会へのアピールに取り組む必要があると思う。学生・大学を社会が守っていくということは、アピールしない限り達成できないと思う。

(委員から返還促進策についての提案)

◎委員：在学中の奨学生に対してビデオを使って返還指導・教育を行うことは、非常に合理的な方法だと思う。奨学金の申込みから貸与終了までのプロセスにおいて、学生への指導・教育のポイントは、出願時、採用時、適格認定時、貸与終了時の4回ある。今回の適格認定時にビデオを視聴させるという提案はポイントを押さえられている。ビデオの視聴を適格認定の要件に加えれば、卒業後はどうなるのか、どういう心構えでいる必要があるのか、毎年反復して指導・教育でき

る。在学中の学生への周知という点では、適格認定時のみならず、出願時、採用時、貸与終了時に視聴するためのビデオも作成する必要があるのかどうかという問題も含め検討することが重要になってくるかと思う。

また、返還誓約書の徴収が貸与終了時から採用時が変わることにより、これまで貸与終了時に返還誓約書と一緒に徴収していたリレー口座の申込書の写しだけが貸与終了時の提出物として残ってしまうので、提出率が低下するのではないかと懸念している。

◎委員：リレー口座に関しては、ビデオにおいても信用情報機関に登録されるデメリットを教え、リレー口座に加入すればうっかり払い忘れることを防げると事前に周知し、提出を促すと言う形を取らざるを得ないと思う。

◎委員：ポイント、ポイントでビデオ等で積極的に説明することは必要である。奨学金は借金なのだという繰り返しの説明、内容理解度に関するチェックシートの導入、そして返還困難な時は返還猶予制度を活用するように指導するのがよいと思う。

◎委員：奨学金を利用する学生にそのステージに応じて必要な情報を必要なタイミングで提供することは、非常に重要である。つまり、奨学金の貸与を受ける段階では、自分たちは「羽ばたく翼」として社会に支えられており、大学を出る段階で「羽ばたく翼」の立場から「支える掌」の立場になるのだという理解を促進するような形でビデオのあり方を検討していく必要があるかと思う。今、機構のホームページに掲載されている奨学金に関するビデオがどれくらい視聴されているのか、各大学へ配付されているビデオの見せ方はどうなっているのかなどについて、調査を進める、または改善に向けたグッドプラクティスを選ぶというようなことも考えていけると思う。

◎委員：個人情報機関にはホワイト情報も登録するのか。

◎委員：ホワイト情報は登録しない。3ヵ月以上の延滞者の情報だけ登録する。

◎委員：ホワイト情報も登録することについて考えた方がいいのではないか。しっかり返還しているという情報なので、決してマイナスの情報ではなく、信用をアップさせる、つまりプラスになる情報でもある。数が多いので大変だとは思いますが、検討する価値はあるのではないか。

◎委員：金融機関は個人向けローンの審査で第一に行うことは、個人情報機関への照会である。延滞情報に当たればお断りしている。個人情報機関に延滞情報を登録

された場合、社会人になりたての頃はクレジットカードを作る際、その後は自動車のローンや住宅ローンを組む場合などにおいて、通常の生活に相当支障がでてくる。やはり個人情報機関に登録するという事は、それ相応の効果があると思う。特に返せるのに返さない人たちへの返還促進としては、抜群の効果があると思う。

◎委員：返したくても返せない人たちも存在する。現在、低額の返還について検討中であるわけだが、それだけではなく返還猶予の期間を5年以上に延ばす、特別免除のようなものを検討するといったことも考える必要があるのではないか。返還促進の一面だけを考えていては、きめ細かい制度とはならない。

(機構から報告書(骨子案)について説明)

◎委員：第二種奨学金の割賦金は、元利均等である。早期返還することにより、利息分はかなり得になる。早期の繰上返還について宣伝しているのか。

○機構：確かに利息分は繰上返還をすることにより低減されるが、特にこの部分を取り立てて宣伝してはいない。参考にしたいと思う。

◎委員：学生はあまり経験がないので、そのあたりの認識が低い。親も含めてシミュレーションで示してあげれば早期の返還につながるのではないか。また、元利均等は最初の利息負担が大きくなる。一方、元金均等は当初の返還の額が大きくなるが、総額として利息分は少なくなる。それらのメリット・デメリットを含め、個人の状況に応じて返還の仕方を選択させると返還促進に役立つのではないかと思う。

○機構：従来の元利均等返還に加え、今度収入の低い人に限定はされるものの減額返還制度を導入する予定であるが、元金均等返還も多様な返還パターンの一つであると思うので、今後研究させていただきたい。

◎委員：返還期間に関して、機構の規程では20年以内と決まっている。減額返還制度を導入するのであれば、原則は20年ではあるが、変更をする必要があると思う。在学中の奨学生に向けたビデオは作成にあたって経費はかかるが、その後、督促費用は下がるなど、将来にわたって効果が生じると思うので、積極的に検討して欲しい。

○機構：在学中の奨学生に向けたビデオは、適格認定制度のシステム改修が必要となり、また大学の協力、予算上の問題等もあるので、今後検討させていただきたい。

◎委員：経済状況が改善しない中、経済困難を事由とした猶予は今後もある程度の一定

量は出てくると思う。その人たちの生活実態を考えた時、例えば半額の7,000円程度が低額と言えるのかどうかということも考えなければならないと思う。そのためにも、返還期間を延ばすことについても積極的に考えていく必要があるのではないか。

◎委員：機構がメディアとして出しているのはビデオだけでなく、パンフレットなど様々な媒体がある。それらについての利用実態についても調査・検討することが重要だと思う。

○機構：本日お伺いしたご意見等を含めて、委員会の報告書を作成させていただく。

(以上)